

## 平成30年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年9月4日午前9時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君	代表監査委員	佐久間 勝君

平成30年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

平成30年9月4日(火)

午前9時00分 開会・開議

会 期 平成30年9月4日～9月14日(11日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	8番 高橋 邦 男 議員 会議録署名議員の指名 9番 原 島 幸 次 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第47号	奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第48号	奥多摩町火葬場設置条例を廃止する条例	原案可決
8	議案第49号	奥多摩町農業共済事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例を廃止する条例	原案可決
9	認定第1号	平成29年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
10	認定第2号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
11	認定第3号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
12	認定第4号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
13	認定第5号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第6号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第7号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
16	認定第8号	平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託

日程	議案番号	議 案 名	結 果
17	報告第 1 号	平成 29 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	—
18	報告第 2 号	平成 29 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	—
19	報告第 3 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 29 年度分）の報告について	—
20	議案第 50 号	奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねんぼう）の指定管理者の指定について	原案可決
21	議案第 51 号	奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定について	原案可決
22	議案第 52 号	小丹波（南ノ原）地内若者住宅建設工事請負契約について	原案可決
23	議案第 53 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

(午前 11 時 45 分 散会)

午前9時00分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより平成30年第3回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第122条の規定により、議長において指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員に、

8番、高橋 邦男議員、

9番、原島 幸次議員、

を指名します。

次に、日程第3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る8月28日及び本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告を願います。須崎議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成30年第3回奥多摩町議会定例会の運営について、去る8月28日及び本日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日から9月14日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

まず上程されました議案は、全25件であります。本日及び明日9月5日の2日間で審議を行います。

なお、本定例会に対する請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります。本会議3日目の9月7日に行います。通告者は11名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされますようお願いいたします。

次に、9月11日及び12日の2日間で議長と議会選出監査委員を除く委員10名で構成する決算特別委員会を開会し、平成29年度の各会計の決算に関する審査を行い、2日目の12日に採決を行います。

次に、9月14日の本会議4日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託

し、審査が行われた平成 29 年度全 8 会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 47 号から議案第 49 号までの一部改正条例及び廃止条例につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第 1 号及び報告第 2 号の平成 29 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、佐久間代表監査委員より決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第 3 号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第 50 号と次の議案第 51 号の指定管理者の指定についてにつきましては、それぞれ単独上程の上、即決と決定しております。

次に、議案第 52 号の若者住宅建設工事請負契約についてにつきましても単独上程の即決。なお、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 53 号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案第 53 号をもって終了し、補正予算審議については、本会議 2 日目、明日 9 月 5 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 54 号から議案第 60 号までの平成 30 年度の一般会計を始めとする特別会計補正予算の 7 議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

以上が上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的、かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。また、本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に西秋川衛生組合議会臨時会が開かれておりますので、その概要を西秋川衛生組合議会議員、宮野亨議員よりご報告を願います。宮野亨議員。

[7番 宮野 亨君 登壇]

○7番(宮野 亨君) 平成30年第1回西秋川衛生組合議会臨時会等の報告をいたします。

去る8月3日午後4時から西秋川衛生組合会議室において、平成30年第1回西秋川衛生組合議会臨時会が開かれ、町からは石田議員、清水議員、私、宮野と原島住民課長が出席しました。

議長の開会宣言の後、会議録署名議員の指名、1日の会期の決定後、諸般の報告では、管理者から議案提出理由の説明及び汚泥再生処理センター工事に関して議会終了後に全員協議会を開催する旨の説明がありました。

次に、平成29年度西秋川衛生組合繰越明許費繰越計算書については、地方自治法の規定により、平成29年度未施工分1億9,038万1,000円を繰り越したので、報告する旨の説明の後、質疑もなく、採決されました。

次に、西秋川衛生組合監査委員の選任については、管理者から識見を有する当組合監査委員の影山守彦氏が平成30年8月12日をもって任期満了となるため、後任に税理士・公認会計士であり、弁護士でもある小林拓真氏を選任したい旨の説明があり、採決した結果、原案のとおり承認され、臨時会は閉会されました。

次に、議会終了後に開催された西秋川衛生組合議会全員協議会では、管理者及び事務局

長から（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業の進捗状況について説明があり、水槽工事の確認検査を実施したところ、防食工事において複数箇所不具合が確認された。水槽は処理における心臓部で、防食工事は重要な工事のため、稼働後の補修も難しいことから、施工業者の全面再施工の申し出に対し、将来の安全安心を考え、承認したこと、引き渡しは2カ月程度遅れるが、竣工予定日に変更なく実施できるとの説明がありました。

以上で、西秋川衛生組合平成30年第1回西秋川衛生組合議会臨時会及び全員協議会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、西秋川衛生組合議会臨時会等の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日平成30年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まず、冒頭でございますけれども、台風21号の接近に伴い、今夜半から明日朝にかけて関東地方に上陸をするという予定が気象庁の発表でございました。そういう関係で、町としても今後の住民の安全安心のために、今宵から明日にかけて体制を整え、万全を期したいというようなことから、議会、師岡議長に対しまして時間の繰り上げを要請をし、ご理解を賜り、9時に開会することになりましたことにつきまして感謝を申し上げたいと思います。

さて、6月29日に気象庁が梅雨明けを発表しました。これは気象庁の観測史上最も早い梅雨明けであり、6月に梅雨が明けたことは史上初めてのことであります。梅雨明け後、連日の猛暑となり、7月23日には青梅市で都内初の40度超えとなる40.8度を記録しました。奥多摩町でも各自治会にご協力をいただき、各地域の生活館を開放し、熱中症対策として多くの高齢者や地域住民皆さんにご利用をいただきました。また、各自治会役員の皆様が防災行政無線を使用し、地域住民へ注意喚起などの放送や生活館開放を行っていただきましたことにつきましては感謝を申し上げるとともに、地域のコミュニティが希薄な現代社会において我が町の地域コミュニティ力の高さには大変ありがたく思っております。

6月28日から7月8日にかけて西日本を中心に大雨が降り続いた平成30年7月豪雨では、11府県にも及ぶ大雨特別警報が発令され、死者・行方不明者は200人を超え、多くの府県に甚大な被害が発生いたしました。

町でも地域整備課職員2名が7月25日から8月2日までの9日間、岡山県倉敷市において災害派遣業務に当たりました。また、7月25日に発生した台風12号は、通常の台風とは異なり、東から西に進む逆走台風で、当町でも7月28日に大雨警報が発令され、災害対策本部を設置いたしました。町管内では鉄道の運休や道路の通行止め、河川の増量などございましたが、幸いにいたしまして目立った被害もなく、安堵したところであります。

次に、9月2日に災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、町、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署及び地域住民が連携し、第42回奥多摩町総合防災訓練を実施いたしました。

町、防災関係機関及び住民等が一体となって防災訓練を行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運用習熟化を図り、あわせて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的としており、町は災害対策本部設置運営訓練を行い、雨天の影響で3自治会ほど訓練を中止しましたが、各自治会は状況に応じ、出火防止訓練、避難参集訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の大地震の発生を想定した訓練を行いました。

また、原自治会熱海地区においては、総合防災訓練当日は、出火防止訓練、非常持ち出し品の点検を行い、8月27日に消防署職員、地域住民の参加により、消防署職員による防災講話、AEDを用いた応急救護訓練を行っております。

次に、昨年10月29日に神津島村・浜川村長、松本議長を始めとする皆様をお迎えし、奥多摩町・神津島村友好交流協定を締結しましたところですが、これを記念した町民限定ツアーを一般財団法人おくたま地域振興財団が企画しましたところ、8月27日から28日の磯遊びと海水浴をメインとしたファミリー向けの海水浴満喫ツアーには10名の参加があり、参加された皆さんは大変楽しく過ごされたと聞いております。また、11月1日から2日にかけて、花の百名山である天上山トレッキングツアーを予定しており、こちらも募集したところ、定員14名に近い予約をいただいているところでございます。町議会議員の皆さんにありましては7月12日から7月13日にかけて、神津島へ管外視察研修をされております。

いずれにいたしましても、このような友好交流や例年8月に行っております神津島洋上セミナーなど、行政はもちろん、小さなお子さんから高齢者まで幅広い世代の方々や諸団体の交流が進み、お互いの絆を深めていただき、両町村がともに発展することを願っております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第47号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例は、奥多摩町宅地分譲



条例及び奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の事業において規定する子どもの定義と奥多摩町若者定住応援条例において規定する子どもの定義を統一するため、規定の整備を行うものであります。

議案第 48 号 奥多摩町火葬場設置条例を廃止する条例は、東京都から廃止の許可を得ており、廃止するものでございます。

議案第 49 号 奥多摩町農業共済事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例を廃止する条例は、多摩地域農業共済事業組合が解散し、東京都農業共済組合に加入したため、書類作成に関する条例は必要がなくなったことから廃止するものであります。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号につきましては、平成 29 年度奥多摩町一般会計を始め、特別会計及び企業会計の 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第 1 号及び第 2 号の 2 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 29 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものであります。

報告第 3 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告するものであります。

次に、議案第 50 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定について及び議案第 51 号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定については、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、その指定について議会の議決をいただくものであります。

議案第 52 号 小丹波（南ノ原）地内若者住宅建設工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 53 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、平成 30 年 10 月 6 日をもって満了となる教育委員、小峰洋治氏の後任として再び同氏を任命するため、議会の同意を得るものでございます。

議案第 54 号から議案第 60 号までにつきましては、現在執行しております平成 30 年度奥多摩町一般会計及び特別会計の計 7 会計の補正予算であります。

以上、条例の一部改正・廃止議案が 3 件、決算認定が 8 件、報告案件が 3 件、補正予算案件が 7 件、指定管理者の指定が 2 件、工事請負契約案件が 1 件、委員任命について同意

を得る案件が1件の計25件であります。

これら議案の具体的内容につきましては、副町長を始め、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠なものでありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、小河内地区のコミュニティの活力を取り戻すために地域おこし協力隊制度を積極的に活用し、新たな発想・視点で、自然豊かな小河内地区の地域づくりに取り組んでいただける意欲を持った方3名の若者を採用いたしました。当初1名を採用する予定でありましたが、3名それぞれが意欲や熱意、スキルなどの長所があり、国による特別交付税の財源手当も可能なことから、面接の結果、3名を採用させていただいたところであります。

3名の地域おこし協力隊員は、小河内地区のコミュニティにも溶け込み始めているようですので、小河内地区の地域づくりの一助となるよう、今後の活動に期待をしております。

また、第5期長期総合計画奥多摩創造プロジェクトに基づく少子化対策事業と若者定住化対策事業を町の重点施策として各種事業を推進しておりますが、住民皆様からは子育て支援や定住化対策事業に偏り過ぎており、高齢者などの対策は少ないなどの不満も少なからずあり、このようなことから町の現状、少子化対策や定住化対策について説明をする必要があると考え、6月18日から7月20日までの間、所管課長等が21自治会へ出向き、少子高齢化・定住化対策意見交換会を開催し、住民皆様の意見などをお聞きいたしました。いただきましたご意見は町のホームページに掲載し、今後の各種施策に反映できるよう今後検討してまいりたいと思っております。

また、平成21年5月に基本協定を締結しました都営水道一元化につきましては、施設更新工事が順調に進展をしております。桧村浄水所の完成以降、小河内及び大丹波浄水所が完成し、8月21日に多摩水道改革推進本部、岸本本部長他、都の職員によりまして説明と視察をさせていただきました。

小河内浄水所は、最新鋭の膜ろ過装置と活性炭塔、非常用自家発電設備を、大丹波浄水所は、膜ろ過装置と非常用自家発電設備があり、今後の町民皆様の安全で安心な水の供給は万全であると考えております。

都営水道一元化以降、建設費については、議員の皆さんも視察をしていただきましたが、桧村浄水所が25億円、小河内浄水所が17億円、大丹波浄水所が10億円、この3施設だ

けで合計 52 億円が投資されております。その他、現在、町の老朽化した配水管の工事を進めておりますので、これ以上に町の将来負担が軽減していることを実感しているところでございます。

東京都の水道局には大変感謝を申し上げているところでございます。

町といたしましても引き続き、だれもが住みたい、住み続けたい町を実現するべく、第 5 期奥多摩町長期総合計画、また、重点的に推進しております奥多摩創造プロジェクトを職員と一丸となって全力で邁進する所存でありますので、議員皆様のご指導・ご協力をお願い申し上げ、平成 30 年第 3 回奥多摩町議会定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 47 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住化対策室長。

〔若者定住化対策室長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住化対策室長（新島 和貴君） 議案第 47 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町宅地分譲条例及び奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の事業において規定する子どもの定義と、奥多摩町若者定住応援条例において規定する子どもの定義を統一するため、規定を整備する必要があるためでございます。

なお、この奥多摩町若者定住応援条例は、若者等の定住を応援するもので、住宅の新築やリフォーム、空家の購入費などに最大 200 万円を補助する事業でございます。

それでは、条例の改め文もございますが、新旧対照表をお開きください。

それでは、第 2 条第 1 号に規定している若者等の定義でございますが、現在は 45 歳以下の夫婦もしくは 50 歳以下の者で、子ども、中学生以下の者がいる世帯、または 35 歳以下の者を言うとなっておりますが、この子どもの定義を改正するもので、奥多摩町宅地分譲条例及び奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の事業において規定する子どもの定義と同様に、子どもの定義を満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者、いわゆる高校生以下の者に改めるものです。

このように中学生以下の者から高校生以下の者に拡充することにより、宅地分譲やいなか暮らし支援住宅を希望される方すべての方に若者定住応援補助金が適用されることにな

ります。

附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 47 号 奥多摩町若者定住応援条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 47 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 47 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第 6 議案第 47 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 47 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 48 号 奥多摩町火葬場設置条例を廃止する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第 48 号 奥多摩町火葬場設置条例を廃止する条例について提案のご説明をさせていただきます。

理由につきましては、奥多摩町火葬場の廃止に伴い、火葬場設置条例を廃止する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

本条例につきましては、大正 11 年に旧氷川村が長畑に整備し、許可を受けていたものを合併により奥多摩町が引き継ぎ、昭和 30 年に条例第 24 号として条例整備したものでございますが、火葬場の廃止が東京都から許可されていることから本条例を廃止する必要があるものです。

以上で、議案第 48 号 奥多摩町火葬場設置条例を廃止する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 48 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決いたします。

日程第 7 議案第 48 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 48 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 49 号 奥多摩町農業共済事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

〔観光産業課長 天野 成浩君 登壇〕

○観光産業課長（天野 成浩君） 議案第 49 号 奥多摩町農業共済事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例を廃止する条例につきまして提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、農業災害補償法に基づく農業共済事務を行っておりました多摩地域農業共済事務組合が解散し、事務の効率化・広域化を図ることから東京都農業共済組合が発足し、加入したことから、書類の作成する業務がなくなったため、この条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 49 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 49 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 49 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 49 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 認定第 1 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10 認定第 2 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11 認定第 3 号 平成 29 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12 認定第 4 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13 認定第 5 号 平成 29 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 6 号 平成 29 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 7 号 平成 29 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 8 号 平成 29 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

[会計管理者 加藤 芳幸君 登壇]

○会計管理者(加藤 芳幸君) 認定第 1 号から認定第 8 号までの平成 29 年度一般会計歳入歳出決算を始めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案のご説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することとなりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

初めに、認定第 1 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 3 ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3 ページの表の一番下の行にございます 65 億 3,304 万 5,634 円で、対前年度比 1,918 万 7,035 円、0.3%の増となりました。

その主な要因は、町の大きな財源の一つとなっております地方交付税、国・都支出金、町税等の減額及び利子割交付金を始めとする税連動交付金も全体では減額になっておりますが、指定管理施設3年目となる鳩の巣荘及び定住化対策に伴う町営住宅等の使用料の増額、下水道事業の元利償還金に充当するための減債基金繰入金の皆増、森林再生事業及び水の浸透を高める枝打ち事業の受託事業収入の増、東京都市長会助成金の増などにより諸収入の増額がございまして、全体では前年に比べて増額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか424万948円で、対前年度比174万7,861円、29.2%の減となりました。

なお、地方税法第18条等により133万1,292円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては事務報告書の126ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、4ページからは歳出でございしますが、6ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は6ページの表の一番下の行にあります63億5,759万2,256円で、対前年度比6,134万8,243円、1.0%の増となりました。

その主な要因は、総務費が電子計算開発費、バス路線維持対策費及び選挙管理費等が減額、基金、これは庁舎建設基金積立額、公有財産購入費、原生活館改修工事費が増額で、総務費全体では増額、農林水産業費が栃寄浄水場ろ過機更新工事の皆増、多摩の森林再生事業費及び水の浸透を高める枝打ち事業費等の増額、土木費が若者住宅建設事業費の増、下水道会計の繰出金の増などによる増額、消防費が第3分団詰所建設事業費の増、災害時非常持ち出し用品配布事業の皆増等で増額となっており、民生費が臨時福祉給付金事業の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金の減などにより減額、資源収集車購入費の減額、ごみ収集分別事業委託の減を含む衛生費の減、その他公債費等が減額となりましたが、全体では前年と比べて増額となりました。その結果、歳入歳出差引残高は1億7,545万3,378円となります。

なお、平成29年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、123ページをお開きください。実質収支に関する調書でございしますが、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の1億7,545万3,378円が実質収支額となりました。

なお、124ページ以降の財産に関する調査につきましては、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、認定第2号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

奥多摩都民の森は、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として平成5年にオープンした東京都の施設でありまして、平成18年度からは指定管理者として運営を行っております。

決算書の1ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は7,720万9,186円で、対前年度比171万263円、2.3%の増となりました。

2ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は7,480万2,567円で、対前年度比332万3,575円、4.6%の増となりました。

次に、9ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の240万6,619円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設であります。平成18年度からは指定管理者として運営を行っております。

決算書の13ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は1億6,434万6,930円で、対前年度比3万786円、0.02%の増となりました。

14ページをお願いします。歳出の支出済額の合計は1億6,157万975円で、対前年度比69万8,546円、0.4%の増となりました。

次に、20ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の277万5,955円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営は、加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加等、依然厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うためには、適正な課税、徴収による収入の確保はもとより、特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により疾病の予防を図り、医療費の抑制に努める必要があります。



決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は、2ページの表の一番下の行にあります9億861万3,354円で、対前年度比2,803万5,146円、3.2%の増となりました。収入未済額は244万9,400円で、対前年度比171万480円、41.1%の減となりました。不納欠損額は123万380円で、対前年度比59万716円、92.3%の増となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は、4ページの表の一番下の行にあります8億9,010万5,062円で、対前年度比1,232万3879円、1.4%の増となりました。

次に、24ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の1,850万8,292円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、25ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度にかわる新しい制度として平成20年4月に創設されましたが、平成27年1月の医療保険制度改革骨子において、制度創設後の激変緩和策として国費により行っていた特例的な保険料軽減措置について段階的に縮小し、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から段階的に本則に戻すこととされております。

決算書の27ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は1億9,429万3,523円で、対前年度比600万7,970円、3.0%の減となりました。収入未済額につきましては、91万4,600円で、対前年度比62万8,600円、40.7%の減となりました。不納欠損額は68万2,200円で、対前年度比31万8,000円、87.3%の増となりました。

次に、28ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は1億8,823万8,060円で、対前年度比808万3,879円、4.1%の減となりました。

次に、37ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出額605万5,463円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

介護保険事業は、第6期介護保険事業計画に基づく3年間の事業運営期間の最終年度であり、事業運営期間当初の平成27年度に介護保険法関係の大幅な改正があったところで

す。

決算書の39ページ、40ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は、40ページ、表の一番下の行にあります8億137万9,237円で、対前年度比1,608万7,657円、2.0%の増となりました。収入未済額につきましては179万2,300円で、対前年度比30万9,500円、14.7%の減となりました。

なお、不納欠損額は75万円で、対前年度比11万2,100円、13%の減となりました。

次に、41ページ、42ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は42ページ、表の一番下の行にあります7億8,097万6,642円で、対前年度比435万8,581円、0.6%の増となりました。

次に、59ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入差引額2,040万2,595円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては60ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第7号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成11年7月全面供用開始となりました小河内処理区の平成30年3月末現在での水洗化率は99.5%、奥多摩処理区につきましては30年3月末での水洗化率は77.9%となりました。奥多摩町全体の水洗化率につきましては78.9%となっております。

決算書の1ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は5億2,375万8,942円で、対前年度比5,722万2,608円、12.3%の増となりました。収入未済額及び不納決算額はありませんでした。

次に、2ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は5億2,375万7,641円で、対前年度比5,722万2,803円、12.3%の増となりました。この増額の主な要因は、工事請負費は減額となりましたが、消費税納付金の皆増、公債費で元利償還金の増によるものでございます。

次に、12ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の1,301円が実質収支額となりました。

次に、認定第8号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について

てご説明申し上げます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は2ページ上段の表の一番上になりますが、4億9,352万3,704円、支出決算額は下段の表の一番上、4億6,246万5,847円で、収支差引額3,105万7,857円が単年度収支として黒字となっております。

医業費用に対する医業収益の割合は67.0%で、前年度の66.1%と比較し、0.9%の増となりました。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は、4ページ上段の表の一番上になります1,151万2,000円、支出決算額は、下段の表の一番上3,225万7,074円で、収支差引額は2,074万5,074円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。この資本的支出は、病棟等改修工事、下水道供用開始に伴う医師住宅排水設備等接続工事及び機械浴装置等の機器の更新などでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、決算書の21ページ以降及び事務報告書に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、認定第1号から認定第8号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきましてご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前10時25分から再開いたします。

午前10時08分休憩

午前10時25分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第17 報告第1号 平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第2号 平成29年度決算における奥多摩町資金不足比率の

報告について、以上2件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第1号 平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第2号 平成29年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

なお、お手元には奥多摩町健全化判断比率の推移という表題のA4横1枚の折れ線グラフによる附属資料を配付させていただきました。後ほど使用させていただきますので、よろしくお願いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づきご報告するものでございます。

この健全化法におきまして地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために4つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めています。

1枚おめくりいただきまして、平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をごらんください。最初に、実質赤字比率でございます。これは地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

町の場合は、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

平成29年度におきまして分子となる3会計合計の実質収支額は1億8,063万6,000円で、分母となる標準財政規模は25億6,404万8,000円でありました。通常の計算であれば符合がプラスの7.04%となりますが、健全化判断比率では、赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果とします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの7.04%という計算結果となります。

ただし、規定により報告書における表示では赤字ではないという意味で、数値ではなく横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字ではな

く、黒字のためバー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など、公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対して割合であらわしたものです。

町の場合は全8会計となります。分子は、最初に説明しました一般会計等3会計合計の実質収支額1億8,063万6,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額4,496万7,000円と病院事業及び下水道事業の企業会計等の剰余額2億4,672万4,000円を合算しました4億7,232万7,000円となります。これを分母となる標準財政規模25億6,404万8,000円で除しますと18.42%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明しましたようにマイナスの18.42%という計算結果となります。ただし、規定により当該記載欄につきましては、町は赤字でなく黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは地方公共団体の借入金、地方債の返済額、公債費の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

この返済額には一般会計等での公債費のほかに、下水道事業など特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。平成29年度の単年度比率は6.5%であります。報告書では当該年度までの3カ年平均の比率を記載することとなっているため、5.6%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金、地方債や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が起債した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

平成29年度決算におきましては、将来負担額から控除できる充当可能財源である財政調整基金など、積立基金の現在高が前年度比較で4億4,613万1,000円増えたことなどにより、その計算結果はマイナスの46.6%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり現状におきましては、町の積立基金などにより、先ほど申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況となっております。

当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

ただいまご説明しました以外に報告書の表の中には、括弧書きの数値が記載されてお

ます。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この4指標のうち1つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては、4指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

なお、お手元には奥多摩町健全化判断比率の推移としまして、折れ線グラフの附属資料を配付させていただきましたのでごらんください。

この資料では4指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度と示しており、年度によって若干の凹凸もありますが、ここ6年間の堅調な推移が見てとれます。

以上で、報告第1号 平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第2号 平成29年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。公営企業は、独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう個々の収支、企業の経営状況を事前にチェックしております。

1枚おめくりいただきまして、平成29年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をごらんください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているかの判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上に記載しますが、資金が足りている場合は比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。バー表示の下の(20.0)と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合には早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等2会計の平成29年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラスの2億4,672万3,000円、下水道事業特別会計がプラス1,000万円と、いずれの会計も資金不足の状況にはないことからバー表示の記載となっております。

以上で、報告第1号 平成29年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第2号 平成29年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、報告は終わりましたが、平成29年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配付されております。

本日は、佐久間代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。佐久間代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間 勝君 登壇〕

○代表監査委員（佐久間 勝君） 皆さん、おはようございます。

ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました、今年度から奥多摩町の代表監査委員を務めさせていただきます佐久間と申します。どうぞお見知りおきのほどよろしくお願いいたします。

ご案内かと存じますが、私自身は都庁時代、監査を受けるということはあったんですけども、何分監査するという立場は初めての経験でございます。不慣れな部分もあることから、ご迷惑をおかけしている部分もあろうかと存じますが、経験を生かすとともに、事務局始め、関係者の皆様のご支援をいただきつつ、微力ながら務めさせていただきます。

本日はお時間をいただきまして、ご報告申し上げたいというふうに思います。

まず決算審査の結果についてご報告申し上げます。

このたび地方自治法の規定により審査の対象となりましたのは、平成29年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算でございます。それは一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、以上の7会計でございます。

また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく平成29年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、平成30年8月1日、3日、6日の3日間で、審査実施者は、木村圭監

査委員と私、佐久間でございます。

審査手順につきましては、この報告書に載っておりますけれども、平成 29 年度のすべての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果ですが、平成 29 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書 2 ページの (1) 一般会計から 5 ページの (9) 基金の状況までにそれぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきたいと思えます。

また、個々の会計への審査意見につきましても 5 ページから 8 ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、本日はこれまで実施した 4 月からの例月出納検査等、各会計の決算審査、事情聴取等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書 8 ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

経済成長が成熟期に入って久しい我が国ですが、平成 29 年度は奥多摩町にとって、過疎化や少子高齢化など解決が困難な課題を抱える中で、第 5 期長期総合計画の 3 年目に当たる年でした。こうした中、財源については、休日夜間の各戸訪問や臨時納税窓口の開設等により滞納処理の解消に努めた結果、都市町村で 5 番目、西多摩 8 市町村ではトップの 99.3% という高い町税徴収率を維持するとともに、国や都からの多額の交付金等の確保に努めたことで約 64 億円という町の人口規模からすれば多額の予算を活用して、施策の推進に総合的に取り組まれた年でした。

具体例としては、いなか暮らし支援住宅、若者定住応援住宅、町営若者住宅等、多様なメニューを企画立案して少子化対策と定住化対策に精力的に取り組んだ結果、過疎化への抑制効果が出始めました。また、拡大する福祉・介護関係の対応については、限られた予算の中で町民ニーズに適合した各種サービスを提供し、引き続き健康なまちづくりに努めました。

さらに小河内や海沢を始め、町内各所でそれぞれの特徴を生かし、地域の活性化に取り組まれておりますが、これは少人数であるからこそお互いに顔が見え、地域が一丸となっ



て取り組めるものであり、生き生きとしたまちづくりを実現しているものと考えております。

これらの施策の実施に当たっては、執行主体として町長以下約 130 名からなる少数精鋭の町職員のご尽力、そして町民の代表である町議会議員による住民ニーズ等の把握に基づく提案や審議、さらには多くの関係者の皆様のご理解とご協力があったからこそ計画が推進できていると理解しております、ここに深く感謝と敬意の意を表したいと思っております。

さて、次に、これまでの監査・審査業務を踏まえて気がついた点や改善していただきたい点を述べさせていただきます。

まず 1 点目は、PDCA サイクルの強化です。これについては 3 つ例を挙げて説明したいと思います。

町は、温泉施設、もえぎの湯で燃料の一部として木材チップを使用していますが、この点に関する一例として、焼却灰の放射能の測定が挙げられます。この案件は、4 月の例月出納検査等で質問したのですが、その内容は、東日本大震災のときの原発事故で奥多摩町の森林も放射能汚染されたため、都のアドバイスを踏まえ、それ以降毎年委託で行っているものであるとのことでした。

検査の中で測定データを確認したところ、放射能濃度はここ数年廃棄物としての処理可能な基準濃度、これは 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルという単位でございますが、これの 20 分の 1 程度と低い数値で、原発事故前の状態とほとんど変わらない状態でした。測定の必要性について質問したところ、国、これ環境省ですけれども、これが示したガイドラインに基づき、東京都も地域指定されているため、放射能測定を行ってきているもので、この測定結果を提示しないと最終的に廃棄物としての処理処分を委託している業者が焼却灰を引き取って処理してくれないという回答でございました。

しかし、基準濃度を大幅に下回る状態が続いているのは事実でございます、その必要性や法的根拠等を確認していただくよう 5 月の例月出納検査等で指摘させていただきました。

その後、6 月 6 日にたまたま私は別件で都庁に行く機会がありましたので、環境局の知人経由で本件の担当部署である産業廃棄物対策課に確認してもらったところ、6 月 11 日に返信されたメールの結果は次のとおりでした。

担当が言うには、東京都内では、放射性物質汚染対策特別措置法に基づいて廃棄物の放射能測定を義務付けられているのは、水道施設、公共・流域下水道、工業用水施設、一般・産業廃棄物処理施設からの廃棄物であって、いわゆる限定されているものであって、

温泉施設から出る焼却灰については測定の義務はない。2つ目として、また、都内では以上の列記した測定が義務付けられている施設についても、これまでの廃棄物測定の結果をもとに国に申請をして調査義務の免除を受けているとのことでした。いずれにしても温泉施設から発生する焼却灰は産業廃棄物ではあるが、放射能測定の義務はない。また、課担当者は都内での測定義務の地域指定について聞いたことがないとのことでした。

そこで測定必要性の再確認や処理処分を委託している業者との調整に活用してもらえよう早速同日メールでこの結果を町にフィードバックした結果、今年度をもって測定は中止することとなりました。

放射能測定は、大気についても学校や保育園等で大震災以降定期的に測定が行われておりますが、こちらも発災以前の濃度とほぼ等しくなっております。これについても同様に環境局に確認したところ、法令上の測定義務はないとのことですので、その必要性等について同様に確認していただきたいと思っております。

2つ目の事例はこの逆の内容でございます。町は、平成 23 年 3 月に環境施策の一つとして川乗谷の奥、百尋の滝のちょっと下流側ですけれども、そこに水力発電設備を設置しまして、その発電電力を環境型トイレの電源に活用することとしました。しかし、大雨等の影響による土砂の堆積であるとか、河床の洗掘等によって水量の低下等のためか、取水が困難となって、平成 27 年の秋ごろから発電できなくなっています。

先ほどのカーボンニュートラルに位置づけられる木材チップの燃料としての利用であるとか、こういった再生可能エネルギーである水力発電というのは、町が環境施策に積極的に取り組んでいるものとして、そのPR効果は大きく、町のイメージアップにもつながるので、類似ケースがあれば、どんどん推進していくべきものと考えております。しかし、この事例のように、数年でその効果を発揮できなくなって、ひいてはその影響でせっかく整備したトイレも使用できなくなり、川乗山への登山者の多いルートに放置されていることから多くの苦情を受けているということでございます。その中に交付金を担当している国や都の役人がいないことを祈るばかりでございます。

これは当初の設計内容に問題があった可能性もありますが、町としては、コンサルに丸投げするのではなく、気象変化による取水施設としての備えるべき条件をより注意深くチェックする必要がありました。また、大雨が降ったときの土砂の流れ込みや河床の洗掘などを事前に予測するのは困難としても、取水が困難になった時点で図面をチェックし、迅速に必要な対策に取り組むべきでした。町民には直接影響はないものの、このような状態が続くのは、町のPRという面からはイメージダウンになってしまうということをもっと

認識していただきたい。また、このほかにも町の予算で整備したのに使用されていないようなものがないか、ぜひチェックしていただき、あるようでしたら将来に向け、その扱いを迅速に検討していただきたいというふうに思います。

3つ目の事例として、町は、学校施設の開放施策として古里小プールを8月の1カ月間、町民や一般の利用に供しております。このプールは、屋上が開放可能の屋内型であるとともに、床が可動式で深さを変えられる構造となっており、多額の予算を使って整備したものです。水泳はご案内のとおり全身運動で健康増進につながるほか、老若男女を問わず楽しめるスポーツです。今年から夜間利用の日数を若干増やしていただいたようですが、可能であれば屋内型のメリットを生かして、水温が水泳に適する7月から9月末ぐらいまで、児童の利用を妨げないよう、夜間に限って利用期間を延長できないか、検討していただければ幸いです。もちろん監視員委託費等の費用は増加しますが、施設の有効利用と町民の健康増進を図るものであり、楽しく生き生きとしたまちづくりにつながり、ひいては医療費の削減も期待できるものと思います。

以上、行政施策にはハードからソフトに至るまで多種多様なメニューがあり、新たに予算化して実施するものは必要性など比較的その趣旨や必要性が明確となっていることが多いです。しかし、前年度からの継続案件や完成した施設、運用開始した施設などはややもするとそのチェックが甘くなって前例踏襲で予算化して執行しがちです。これらの案件の教訓としては、特に継続案件については、当初は必要であったとしても状況の変化等を踏まえ、絶えずその趣旨や必要性をチェックしながら取り組む必要があるということです。また、運用中の施設や施策等については、その後当初の目的どおり有効活用されているか、改善点はないかなどを毎年度チェックし、必要な場合はアフターフォローにもしっかり取り組むなど、PDCAサイクルを着実に回すことが重要と考えます。

次の2点目は、説明責任です。これまで行った例月出納検査等において工事案件についても幾つかチェックさせていただきました。このうち山間部に設置されているモノレールの撤去工事については、住民の要望がまとまらなかったため2件に分割発注され、施工時期をずらして発注していましたが、自治会等の協力を得て要望を集約できれば1件で発注して一般管理費の比率を低くし、工事費総額を低減できるものでした。

また、町は補修工事等多くの小規模工事を行っておりますが、その設計・積算はほとんど1業者、この1業者というのは新設時の施工業者が多いわけですが、そこからの見積もりで行われております。また、町が推進している若者住宅の整備については、その設計が個別案件ごとに委託されていますが、結果として特定の1社がそのほとんどを受注

しております。

公共工事については、費用対効果や公平性確保の点から適切かつ効率的な設計積算や契約の透明性確保など説明責任が求められます。最近では、近隣市発注の工事で談合等の不祥事が報道されており、説明責任の視点は従来に比べ今後ますます重要となっていくと思われれます。地元中小企業の育成や活性化への配慮も必要だと思いますが、本当に現状が地元中小企業のためになっているのかについても確認する必要があるのではないのでしょうか。

工事の設計、契約、施工に当たっては、緊急性のあるもの以外は効率的執行に努めるとともに、第三者にも説明しうる基準や根拠を持つほか、それが困難でやむを得ない場合は複数社から見積もりをとったり、こういった建設物価という資料があるんですけども、準公的な資料ですが、これを参考に精査したりして、なお一層説明責任を果たせるよう努めていただきたいと思います。

3点目は、トレンド把握による傾向管理と課題の明確化です。

これまでの例月出納検査等や決算審査では、各課の職員が多くデータの資料をもとに業務概要や課題と対応などを熱心に説明してくれました。お忙しい中、準備を含め、ありがとうございました。このことに関し、私がお願いしたいのは、データの整理については、横軸を年度や月としてグラフ化し、中・長期トレンドを把握していただきたいということです。データは数字だけだと気がつきにくいことがありますが、グラフで表示すれば、当該施策の状況変化等による傾向管理が可能となり、課題の把握や改善策の立案等に役立つからです。また、その結果を踏まえ、今後に向けた業務課題を明確にしていきたいということです。決算審査では、トレンドグラフを示してくれた係もありましたが、多くはトレンドはなく、当年度のデータを示すだけの係もありました。すべてのデータとは言いませんが、普段の仕事でも主要かつ重要な指標については是非トレンド把握による傾向管理と課題の明確化に努めていただきたいと思います。

町の年齢別人口は65歳以上が約半数、75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあり、医療、福祉、介護については、長寿命化と合わせ、今後ますますニーズ増加が見込まれます。例えば医療については今年度から国民健康保険制度が改革され、都道府県が財政運営の責任主体となり、より安定的なものとなったとはいえ、町では被保険者の高齢化や医療機器と薬の高度化等のため、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。また、過疎化の進行に歯どめがかかりつつあるとはいえ、空家対策など、新たな課題への対応が求められています。

その一方で、コミュニティ・スクールや小・中学校連携などの施策は小規模学級だから

こそ実効が上がるものとも考えられ、開設した日本語学校や町内各宿泊施設への対応を始めとするインバウンド対策、人気のある体験農園の水平展開などは町の将来の発展に向けた種まきの課題ととらえるべきでしょう。

これらの課題への対応に当たっては、町の執行体制はスリム化、少数精鋭化が進み、職員の皆様は日々大変な努力をされていることと思いますので、町としては今後も保健推進員など、町民との協働、いわゆるともに働く協働により課題解決に取り組みつつ、地域や町内の活性化にもつなげることが大切な視点と思います。

町で執行する予算には、町民税だけでなく、国や都からの補助金や交付金なども含まれていることから、町民はもとより、都民や国民が払った税金も投入されているわけです。これまでも重々承知され、努力されていることとはと思いますが、このことや時代の流れの変化をなお一層肝に銘じていただき、それぞれの立場でより適切かつ無駄のない予算執行に努めていただくことをお願いして、決算審査総括意見とさせていただきます。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付されました平成 29 年度奥多摩町における健全化判断比率算定書類及び資金不足比率算定書類に関する審査の結果についてご報告申し上げます。

審査実施日は、平成 30 年 8 月 23 日で、審査実施者は、木村監査委員と私でございます。審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定基礎事項を記載した書類と総括表等を照合の結果、計数等はすべて正しく適正に書類が作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率についてはともに良好であると認めます。

以上をもちまして、平成 29 年度の決算審査並びに財政の健全化に関する審査結果につきましての議会報告とさせていただきます。お時間をいただきましてまことにありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、佐久間代表監査委員の報告は終わりました。

佐久間代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて議会選出の木村監査委員におきましても暑い中大変お疲れさまでございました。

お諮りします。ただいま上程の認定第 1 号から認定第 8 号までについては、議長及び議会選出監査委員である木村議員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件については決算特別委員

会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

ここで決算特別委員会委員長の互選のため暫時休憩といたします。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告をお願いいたします。

午前 11 時 00 分休憩

午前 11 時 04 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員会委員長に 5 番 小峰陽一議員、同副委員長に 3 番 澤本幹男議員。

以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上のとおり決算特別委員会委員長は、5 番 小峰陽一議員、副委員長は、3 番 澤本幹男議員に決定いたしました。

会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第 19 報告第 3 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成 29 年度分の報告について報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 原島 政行君 登壇〕

○教育課長（原島 政行君） 報告第 3 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成 29 年度分の報告についてご説明させていただきます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を報告するものでございます。

報告書の 1 ページをお開きください。第 1 の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第 2 の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3 ページをごらん願います。第 3 といたしまして、平成 29 年度におきます教育委員会の活動状況についての報告でございます。3 ページから 5 ページ上段までは、毎月開催し

ております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、5ページ途中から6ページにつきましては、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

なお、6ページになりますが、平成30年1月の1行目に記載されております奥多摩町新年賀詞交歓会（福祉会館）につきましては、山林火災が発生しましたことから中止となっております。大変申しわけございませんが、削除いただきたくお願い申し上げます。

次に、7ページをごらん願います。第4といたしまして、教育委員会が平成29年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

8ページをお開きください。第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての22の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに掲載しております。

10ページをお開きください。10ページから26ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第5で定めました22の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。評価につきましては、それぞれの施策、事務事業ごとに、点検結果といたしましては2ページの別表にございますように、二重丸が事務事業の取り組みが順調に行われているという記号、以下、丸はおおむね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にはそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

10ページにお戻りください。この表では、基本方針1の重点項目1につきまして評価をしております。

まず表の中の施策・事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして丸のおおむね順調に実施している。その下の社会体験、自然体験の推進につきましては、二重丸の順調に実施しているという自己の点検結果となっております。それ以降26ページまでそれぞれの基本方針で定める重点項目につきまして、その項目に沿った実施した事業につき同様に評価しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、この今回の点検評価につきましては、平成29年度に実施した事業について、平成29年度末であります平成30年3月の状況で評価をしておりますので、きょう現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いをいたします。

次に、27ページをごらんください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、みずから点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、人権擁護委員及び奥多摩日本語学校校長の原島貞夫氏、社会福祉協議会副会長、学校運営協議会副会長及び前教育委員長の木村光恵氏のお二方をお願いをいたしました。

意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきましてさまざまなご意見を頂戴いたしましたので、その内容につき掲載させていただいております。

以上、平成 29 年度分教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告をいたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適切な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第 3 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成 29 年度分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 20 議案第 50 号 奥多摩町交流宿泊体験施設やすら樹の宿ねねんぼうの指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 50 号 奥多摩町交流宿泊体験施設やすら樹の宿ねねんぼうの指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に指定管理を行わせる公の施設の名称は、奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）でございます。

2、指定管理者となる団体は、桜ホテルズ株式会社でございます。

3、指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものです。

奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定管理者の指定につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの指定期間ございましたが、前



指定管理者であります日原自治会から本年6月30日をもって指定の取り消しを受けたいとの申し出がありました。これを受けまして、担当課であります観光産業課による事情聴取等を行ってきましたが、労働者の人員確保が困難となり、自治会での対応が限界になったとの理由から、7月19日に開催しました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして協議を行った結果、申し出を受理することとし、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第11条の規定によりまして指定の取り消しを決定しました。

その後、同条例第2条の規定により、7月20日から8月3日まで同施設の募集を行いましたところ、2団体から応募がありました。このため8月16日に開催しました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして、この2団体の事業計画書、収支予算書などを厳正かつ客観的に審査し、候補者の選定作業を行いました。

その結果、当該団体が施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができるかと総合的に判断し、候補者として選定いたしました。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明をさせていただきます。別紙としまして次のページに概要がございますので、ごらんください。

名称は、先ほど申し上げましたとおり、桜ホテルズ株式会社でございます。

代表者は、代表取締役であります嶋田美恵子氏でございます。

所在地は、東京都渋谷区渋谷2丁目14番15号でございます。

設立年月日は、平成16年6月4日でございます。

従業員数は、23名でございます。

事業内容でございますが、1、ホテル事業の経営並びにコンサルティング業務、2、レストラン事業の経営並びにコンサルティング業務、3、前各号に附帯する一切の業務となっております。

以上が指定管理者候補者の概要でございますが、桜ホテルズ株式会社につきましては、平成16年12月に既存ホテルを大規模改装し、開業したJR渋谷駅近くの桜フルール青山を拠点にホテル経営などを行っている会社で、同ホテルは20歳代から40歳代の女性を中心に支持をされ、順調な経営状態が確認されております。また、同社は本年4月から青目立不動尊休み処の指定管理者となっており、今回の応募理由につきましては、町の観光振興、地方創生のお手伝いをさせていただきたいこと、また、青目立不動尊休み処であるカフェインディゴブルーとともに連携し、当該施設をPRし、エコツーリズム再確立の拠点となるよう当該施設を育てていきたいとの考えを示しております。

また、過疎化が進展する奥多摩町でいかに町の魅力を発信し、観光客を増やすかが課題

であり、念願であった奥多摩での宿泊施設の運営を通して地域活性化に貢献していきたいとの考えを示しております。

以上で、議案第 50 号 奥多摩町交流宿泊体験施設（やすら樹の宿ねねんぼう）の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 50 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 50 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 20 議案第 50 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 50 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 21 議案第 51 号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 議案第 51 号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館でございます。

2、指定管理者となる団体は、一般財団法人奥多摩木村奨学会でございます。

3、指定の期間は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年 6 カ月とするものです。

なお、指定期間につきましては、初回は3年間としておりますが、各施設の期間満了時期を年度末に統一しております。他の施設と同一の満了時期とするため、議案書に記載してございます指定期間となっております。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明をさせていただきます。別紙としまして次のページに概要がございますので、ごらんください。

名称は、先ほど申し上げましたとおり、一般財団法人奥多摩木村奨学会でございます。

代表者は、代表理事であります木村康雄氏でございます。

所在地は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 82 番地でございます。なお、この所在地は町立古里図書館内でございます。

設立年月日は、昭和 42 年 8 月 3 日でございます。

従業員数は、9 名でございます。

事業内容でございますが、1、奥多摩町居住者、もしくはその子息に育英資金を貸与する事業、2、教育文化活動に関する普及奨励事業、3、奥多摩における自然を生かした野外活動に関する普及奨励事業、4、奥多摩町から受託する社会教育施設の管理運営、5、水源地としての奥多摩地域の自然保護活動となっております。

以上が指定管理者候補者の概要でございますが、奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館につきましては、本年6月の第2回定例町議会におきまして住民サービスの向上と管理に係る事務の効率化を図るため、指定管理制度を導入することができるとした一部改正の条例案を提出させていただき、ご審議の上、ご決定をいただきました。指定管理者の候補者である奥多摩木村奨学会でございますが、従前から町立図書館の管理運営の一部を受託しております。

8月3日付で団体から提出されました申請書には、施設の管理を希望する理由としまして、奥多摩文化会館と町立図書館を一体的に管理することで、住民サービスの向上と管理に係る事務の効率を図ることができるとの考えを示しております。町ではこれを受けまして8月16日に開催しました奥多摩町指定管理者選定委員会におきまして、これまでの経緯や団体の公益性等を考慮し、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、公募によらない選定といたしました。

なお、選定に当たりましては、公募の場合と同様に事業計画書、収支予算書などの提出を求め、それらの内容につきまして厳正かつ客観的に審査し、候補者の選定を行っております。

その結果、当該団体がこれまでに蓄積してきました管理運営技術や専門知識等を活用す

ることにより、同施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができるものと総合的に判断した上で適任であると判断し、特命による候補者として選定いたしました。

なお、本年3月の第1回定例町議会におきまして、平成29年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）につきましてご審議の上、ご決定をいただいておりますが、この中で8番、高橋邦男議員からご質問をいただいております。内容としましては、庁舎管理費の備品購入費につきまして、その事務用品の用途が社会教育係の本庁への事務室の移動に伴うことに関してのご質問でございました。その際、私のほうから役場の機構組織改革等のお話をさせていただきました。具体的には国からの定員管理等により、全体の職員数を増やせないこと、また、東京都市町村総合交付金の算定項目にあります経営努力割のポイント制度のこと、また、役場内部に関して以前より他団体への派遣職員が増えており、実質的には役場で事務を行っている職員が減っていること。教育課においては本庁と文化会館等に事務室及び職員が分散している中、不在時等の応援体制や事務効率化の観点から難しい部分があること。昨今の国等の動きから介護保険や子育て等に係る福祉保健分野の仕事量が増えてきている中、限られた職員数の中で住民サービスを維持していくために福祉保健課を増員し、教育課を減員することを町行政改革推進本部において決定したこと。これらの課題を解決するための方策の一つとしまして、教育課において集約化を行い、事務の効率化を図ることといたしました。加えまして2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会が控えている中、今後市町村が対応していく事務もさらに増加する傾向にあり、スケールメリットを生かす目的もございます。

ただいまは庁内体制のご説明をさせていただきましたが、これらの前提としましては、まずは住民を始めとします文化会館を利用される方々のサービスを落とすことなく維持向上を図ることが必要でありますし、行政としましてはこれを実現していかなければなりません。今回の指定管理制度の導入につきましてはこういった背景もございますが、指定管理者の候補者であります木村奨学会は、教育分野におきまして非常に精通した団体であり、多くの実績もございます。冒頭ご説明しましたように、文化会館と図書館を一体的に管理運営することで効率化にもつながり、利用者にとりましてメリットになると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、議案第51号 奥多摩文化会館及び奥多摩町立図書館の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第51号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 51 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 51 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 21 議案第 51 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 51 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 22 議案第 52 号 小丹波(南ノ原)地内若者住宅建設工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 52 号 小丹波(南ノ原)地内若者住宅建設工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、小丹波(南ノ原)地内若者住宅建設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、6,328 万 8,000 円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町棚沢 468 番地 7、清水工務店、清水等氏でございます。

入札調書につきましては議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましては、去る 8 月 16 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9 月 5 日が本契約となります。

工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 地域整備課長。

○地域整備課長（坂村 孝成君） 議案第 52 号の工事概要につきましてご説明させていただきます。入札調書の次のページをお開きください。工事概要でございます。

工事件名は、小丹波（南ノ原）地内若者住宅建設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町小丹波 102 番地 1 でございます。

工期につきましては、平成 31 年 2 月 28 日でございます。

工事の概要でございますが、木造 2 階建て 2 棟 4 戸を整備するもので、延べ床面積は 232.88 平米の約 70 坪で、平成 29 年度に整備をいたしました小丹波（桜久保）の若者住宅と同じ間取りとなっております。1 階 LDK 約 7.5 畳、2 階 6 畳 2 間のメゾネットタイプでございます。1 戸当たりの坪数は、1 階 2 階合わせまして約 35 坪で、1 戸につき 1 台の駐車スペースを整備する予定でございます。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。場所は、小丹波文化会館下部で、古里小学校グラウンド横に位置する町有地に建設を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。配置図でございます。図面中央にある赤線で示してございます建物が住宅で、上段に A 棟、下段に B 棟、それぞれ 1 棟 2 戸を配置してございます。敷地が狭小なことから、南面の建物前面に東京都建築安全条例の規定による避難所及び安全上有効な 2 メーターの空地を設けてございます。

次のページをお願いいたします。建物の平面図でございます。左側が 1 階部分で、右側 2 階部分の平面図でございます。

次のページをお願いいたします。建物の立面図でございます。左側の図面が建物を南北方向であらわした立面図でございます。右側の図面が建物を東西方向であらわした立面図でございます。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 52 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 52 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 52 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 22 議案第 52 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 52 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 23 議案第 53 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 53 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町氷川 304 番地、氏名、小峰洋治、生年月日、昭和 18 年 9 月 29 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、小峰洋治氏が平成 30 年 10 月 6 日をもって任期満了となりますので、その後任として小峰洋治氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

小峰洋治氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。小峰洋治氏は、平成 18 年 10 月 7 日から教育委員会委員を務められておりますが、この委員としての人格、識見ともに適任でございますので、引き続き任命いたしたくご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長(師岡 伸公君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 53 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 53 号について討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(師岡 伸公君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に7番 宮野亨議員、8番 高橋邦男議員を指名します。

投票用紙を配付させます。投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(師岡 伸公君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

日程第23 議案第53号、小峰洋治君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番 木村圭議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。7番 宮野亨議員、8番 高橋邦男議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票11票。有効投票中、賛成票11票、以上のおおりの賛成が多数であります。よって、小峰洋治君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(師岡 伸公君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。



なお、本会議2日目は、河村町長冒頭のご挨拶にもありましたとおり、町の安全確保のために、明日9月5日午後1時より開議いたしますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前11時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員